

平成 26 年度第 1 回水戸市立小中学校学区審議会

日時 平成 26 年 10 月 1 日(水) 午後 3 時から

場所 内原中央公民館 視聴覚室

次第

- 1 開会
- 2 委員の委嘱・任命
- 3 教育長あいさつ
- 4 各委員の自己紹介
- 5 事務局職員の紹介
- 6 会長・副会長の選出
- 7 会長あいさつ
- 8 諮問
- 9 議事
 - (1) 学区の変更について
 - (2) その他
- 10 現地視察
- 11 閉会

[目次]

水戸市立小中学校学区審議会委員名簿	1
水戸市立小中学校学区審議会資料	2~3
町界・町名学区図	4
鯉淵小，妻里小及び内原小学区図	5
水戸市立小中学校学区審議会条例	6
水戸市立小中学校学区に関する規則	7~10

水戸市立小中学校学区審議会委員名簿

任期 平成26年8月22日から平成28年8月21日まで

(敬称略, 順不同)

氏名	選出区分	団体等名及び役職名
すげがわ きみつぐ 助川 公継	学識経験者	市学校長会会長 (第一中学校校長)
あつ てつお 坪 哲男	学識経験者	市学校長会副会長 (新荘小学校校長)
とこい かずし 常井 一志	学識経験者	市学校長会副会長 (常澄中学校校長)
きかば かつみ 坂場 克身	学識経験者	市学校長会副会長 (五軒小学校校長)
ながさわ ようこ 長澤 洋子	学識経験者	市学校長会理事 (渡里小学校校長)
ほそや はるゆき 細谷 春幸	学識経験者	市議会代表
おおつ りょういち 大津 亮一	学識経験者	市議会代表
きたむら まきひろ 北村 雅大	関係機関	市PTA連絡協議会会長 (稲荷第二小学校PTA顧問)
はぎわら さえこ 萩原 佐江子	関係機関	市PTA連絡協議会 女性ネットワーク委員会委員長
さかぐち しづこ 坂口 しづ子	関係機関	市子ども会育成連合会副会長
たまざわ かなめ 滝澤 要	関係機関	市青少年育成推進会議会長
しだ もとこ 久信田 もと子	関係機関	市地域女性団体連絡会会長
おかだ たかこ 岡田 貴子	関係機関	市社会教育委員会議副議長
いいた こういち 飯田 康一	関係機関	市住みよいまちづくり 推進協議会副会長
きくち あきら 菊池 晃	関係機関	市社会福祉協議会常務理事

学区の変更について

杉崎町，中原町及び三湯町の一部(水戸・勝田都市計画事業内原駅北土地地区画整理事業の施行に伴い，新たに設定される内原1丁目及び内原2丁目の区域)の学区について

1 当該区域の学区見直しについて

内原駅北土地地区画整理事業の施行に伴い，新たに町の区域の設定及び変更が行われることになり，当該区域の自治会の区割りにについても変更されることが予定されている。

これらを踏まえて，当該区域に含まれる，妻里小学区を内原小学区に変更することについて水戸市立小中学校学区審議会に諮問するものである。

(1) 当該区域の児童数

新町名	現町名	現学区	児童数(人)
内原1丁目	内原町	内原小	29 (内1人は令8で妻里小)
	三湯町	妻里小	0
内原2丁目	杉崎町		
	中原町		

(2) 当該区域の児童数の内訳

平成26年5月1日現在(単位:人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
内原小	9	8	4	1	5	1	28
妻里小			1				1

*妻里小3年生は，保護預かり者所在地へ下校させるため内原小からの指定学校変更(令8)をしている。

(3) 内原小学校，妻里小学校の児童数

平成26年5月1日現在(単位:人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
内原小	69	72	52	69	60	49	371
妻里小	31	36	30	46	38	35	216

(4)内原小学校, 妻里小学校の学級数・児童数見込み

内原小学校

	H26.5.1		H27.5.1		H28.5.1		H29.5.1		H30.5.1		H31.5.1		H32.5.1	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
1年	2	69	2	68	2	58	2	51	2	72	2	66	2	56
2年	2	72	2	68	2	68	2	58	2	51	2	72	2	66
3年	2	52	2	70	2	68	2	68	2	58	2	51	2	72
4年	2	69	2	52	2	70	2	68	2	68	2	58	2	51
5年	2	60	2	69	2	52	2	70	2	68	2	68	2	58
6年	2	49	2	60	2	69	2	52	2	70	2	68	2	68
計	12	371	12	387	12	385	12	367	12	387	12	383	12	371

妻里小学校

	H26.5.1		H27.5.1		H28.5.1		H29.5.1		H30.5.1		H31.5.1		H32.5.1	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
1年	1	31	2	48	2	38	1	29	1	34	1	22	1	27
2年	2	36	1	30	2	48	2	38	1	29	1	34	1	22
3年	1	30	1	36	1	30	2	48	1	38	1	29	1	34
4年	2	46	1	30	1	36	1	30	2	48	1	38	1	29
5年	1	38	2	46	1	30	1	36	1	30	2	48	1	38
6年	1	35	1	39	2	46	1	30	1	36	1	30	2	48
計	8	216	8	229	9	228	8	211	7	215	7	201	7	198

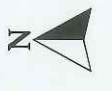
2 学区の変更日

水戸・勝田都市計画事業内原駅北土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による茨城県知事の換地処分公告のあった日の翌日

※平成26年11月1日を予定

3 今後の進め方

学区審議会（諮問）	10月1日
学区審議会（答申）	10月15日
教育委員会会議（学審からの答申，規則改正）	10月30日
規則改正の公布	10月下旬
文教福祉委員会への報告	11月中旬



町界・町名学区図

主要地方道石岡城里線

中原町

内原2丁目

杉崎町

内原1丁目

内原町

三湯町

3・4・125号 杉崎・内原線

凡 例	
	現 養里小学区
	現 内原小学区

凡 例	
	区画整理区域界
	新 町 界
	旧 町 界
	旧 小 字 界



鯉淵小、妻里小及び内原小学区図



笠間市

茨城町

○水戸市立小中学校学区審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第48号

水戸市立小中学校学区審議会条例（昭和36年水戸市条例第34号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 水戸市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の学校運営の適正を図るため、水戸市立小中学校学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小中学校の学区に関する事項を審議する。

（組織）

第3条 審議会は、関係機関及び学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、委員の互選により会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において行う。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

○水戸市立小中学校学区に関する規則

昭和35年4月28日

水戸市教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第5条第2項の規定に基づき、水戸市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)に就学する児童及び生徒の学区について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「学区」とは、同一学校に就学すべき児童又は生徒の居住する地域をいう。

(学区)

第3条 小中学校の学区は、別表のとおりとする。

(転校)

第4条 児童及び生徒は、当該保護者が生活の本拠を変更した場合は、転居地の学校に転校するものとする。

(特例)

第5条 水戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、令第8条及び令第9条の規定に基づく保護者からの申し立てに相当の理由があると認めるときは、指定した小学校又は中学校を変更することができる。

(平20教委規則21・一部改正)

(学区の変更)

第6条 学区を変更する必要がある場合は、教育委員会の議決により行う。

(平20教委規則21・一部改正)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

(以下 略)

別表(第3条関係)

(平5教委規則6・平6教委規則10・平10教委規則4・平16教委規則11・平17教委規則3・平20教委規則21・平23教委規則1・平26教委規則6・一部改正)

1 小学校学区

学区名	学区域
三の丸小学区	泉町1丁目の一部, 大町1丁目, 大町2丁目, 大町3丁目の一部, 北見町, 柵町1丁目, 柵町2丁目の一部, 桜川1丁目, 桜川2丁目, 三の丸1丁目, 三の丸2丁目, 三の丸3丁目, 水府町, 根本1丁目の一部, 梅香1丁目の一部, 梅香2丁目の一部, 南町1丁目, 南町2丁目, 南町3丁目の一部, 宮町1丁目, 宮町2丁目, 宮町3丁目
五軒小学区	泉町1丁目の一部, 泉町2丁目, 泉町3丁目, 大町3丁目の一部, 金町1丁目, 金町2丁目, 金町3丁目, 五軒町1丁目, 五軒町2丁目, 五軒町3丁目, 栄町1丁目の一部, 栄町2丁目の一部, 大工町1丁目の一部, ちとせ1丁目の一部, 天王町の一部, 常磐町, 常磐町1丁目の一部, 常磐町2丁目の一部, 根本1丁目の一部, 根本2丁目, 根本3丁目, 根本4丁目, 梅香1丁目の一部, 梅香2丁目の一部, 八幡町の一部, 備前町, 南町3丁目の一部
新荘小学区	栄町1丁目の一部, 栄町2丁目の一部, 新荘1丁目, 新荘2丁目, 新荘3丁目, 末広町1丁目, 末広町2丁目, 末広町3丁目の一部, 大工町1丁目の一部, 大工町2丁目, 大工町3丁目の一部, 天王町の一部, 常磐町1丁目の一部, 常磐町2丁目の一部, 八幡町の一部, 東原1丁目の一部, 松本町の一部, 緑町1丁目, 緑町2丁目の一部, 元山町1丁目, 元山町2丁目
城東小学区	柵町2丁目の一部, 柵町3丁目, 城東1丁目, 城東2丁目, 城東3丁目, 城東4丁目, 城東5丁目, 浜田2丁目の一部, 東桜川の一部, 東台1丁目の一部, 東台2丁目, 本町3丁目の一部, 若宮町, 若宮1丁目, 若宮2丁目
浜田小学区	朝日町, 瓦谷, 紺屋町, 酒門町の一部, 洪井町, 城南2丁目, 城南3丁目, 白梅2丁目の一部, 白梅3丁目, 白梅4丁目, 浜田町, 浜田1丁目, 浜田2丁目の一部, 東桜川の一部, 東台1丁目の一部, 藤柄町, 本町1丁目, 本町2丁目, 本町3丁目の一部, 宮内町, 元台町, 元吉田町の一部, 谷田町, 柳町1丁目, 柳町2丁目, 吉田
常磐小学区	曙町, 愛宕町, 上水戸1丁目, 上水戸2丁目, 上水戸3丁目, 上水戸4丁目, 自由が丘, 末広町3丁目の一部, 大工町3丁目の一部, ちとせ1丁目の一部, ちとせ2丁目の一部, 西原1丁目, 西原2丁目, 西原3丁目, 袴塚1丁目, 袴塚2丁目, 東原1丁目の一部, 東原2丁目, 東原3丁目, 文京1丁目の一部, 松が丘1丁目, 松が丘2丁目, 松本町の一部, 緑町2丁目の一部, 緑町3丁目
緑岡小学区	小吹町, 千波町の一部, 見川町
寿小学区	笠原町の一部, 東野町の一部, 平須町
上大野小学区	坏大野, 中大野, 西大野, 東大野, 吉沼町
柳河小学区	青柳町, 上河内町, 中河内町, 柳河町
渡里小学区	田野町, ちとせ2丁目の一部, 文京1丁目の一部, 文京2丁目, 堀町の一部, 渡里町

吉田小学区	住吉町の一部, 元吉田町の一部, 吉沢町の一部
酒門小学区	けやき台1丁目, けやき台2丁目, けやき台3丁目, 酒門町の一部, 元石川町の一部, 元吉田町の一部
石川小学区	赤塚1丁目, 赤塚2丁目, 石川町, 石川1丁目の一部, 石川2丁目, 石川3丁目, 石川4丁目, 東赤塚, 堀町の一部
飯富小学区	飯富町, 岩根町, 成沢町, 藤井町, 藤が原1丁目, 藤が原2丁目, 藤が原3丁目
国田小学区	上国井町, 下国井町, 田谷町
河和田小学区	萱場町, 河和田町, 河和田1丁目
上中妻小学区	飯島町, 大塚町, 加倉井町, 金谷町
見川小学区	見川1丁目, 見川2丁目, 見川3丁目, 見川4丁目, 見川5丁目
千波小学区	城南1丁目, 白梅1丁目, 白梅2丁目の一部, 千波町の一部, 中央1丁目, 中央2丁目, 元吉田町の一部, 米沢町の一部
梅が丘小学区	姫子1丁目, 姫子2丁目, 見和1丁目, 見和2丁目, 見和3丁目
双葉台小学区	木葉下町, 中丸町, 開江町, 双葉台1丁目, 双葉台2丁目, 双葉台3丁目, 双葉台4丁目, 双葉台5丁目, 全隈町, 谷津町
笠原小学区	笠原町の一部, 東野町の一部
赤塚小学区	河和田2丁目, 河和田3丁目
吉沢小学区	酒門町の一部, 住吉町の一部, 東野町の一部, 元吉田町の一部, 吉沢町の一部, 米沢町の一部
堀原小学区	石川1丁目の一部, 新原1丁目, 新原2丁目, 袴塚3丁目, 堀町の一部
下大野小学区	大串町の一部, 川又町, 小泉町, 塩崎町, 下大野町, 平戸町
稲荷第一小学区	大串町の一部, 島田町, 東前町の一部, 東前1丁目, 東前2丁目, 東前3丁目
稲荷第二小学区	栗崎町, 東前町の一部, 百合が丘町, 六反田町
大場小学区	秋成町, 大場町, 下入野町, 元石川町の一部, 森戸町
妻里小学区	赤尾関町の一部, 有賀町, 牛伏町, 大足町, 小原町, 黒磯町, 杉崎町, 田島町, 筑地町の一部, 中原町の一部, 三湯町の一部
鯉淵小学区	鯉淵町の一部, 小林町の一部, 五平町, 下野町, 高田町
内原小学区	赤尾関町の一部, 内原町, 鯉淵町の一部, 小林町の一部, 筑地町の一部, 中原町の一部, 三野輪町, 三湯町の一部

2 中学校学区

第一中学区	新荘小学区, 常磐小学区, 上河内町, 中河内町
第二中学区	三の丸小学区, 五軒小学区, 青柳町, 柳河町
第三中学区	城東小学区, 浜田小学区, 上大野小学区
緑岡中学区	緑岡小学区

第四中学区	吉田小学区, 酒門小学区, 吉沢小学区
飯富中学区	飯富小学区
国田中学区	国田小学区
赤塚中学区	河和田小学区, 上中妻小学区, 赤塚小学区
第五中学区	渡里小学区, 堀原小学区
見川中学区	見川小学区, 梅が丘小学区
双葉台中学区	双葉台小学区
笠原中学区	寿小学区, 笠原小学区
石川中学区	石川小学区
千波中学区	千波小学区
常澄中学区	下大野小学区, 稻荷第一小学区, 稻荷第二小学区, 大場小学区
内原中学区	妻里小学区, 鯉淵小学区, 内原小学区